

## Q 決算審査とは？

学生B： 特別委員会に「決算特別委員会」というのがありますが、提言もしていないし、条例案も作っていないですね。何をしているのですか？

先生： 決算特別委員会は、議会の重要な権限の一つである「<sup>けっさんにんてい</sup>決算認定」を行うため、特別に設置される委員会です。

学生A： 「決算認定」って何ですか？

先生： 県議会は知事から提出される予算案を審査して、予算を決めますが、予算を決めただけでは、予算が実際にどのように使われたかは分かりません。

そこで、県議会では、決算についても審査して、予算が適正かつ妥当に使われたかどうかを認定しているのです。

地方自治法 第96条第1項第3号〔議決事件〕

学生A： 具体的には、どのように審査しているのですか？

先生： 決算認定の議案は、例年、第3回前期定例会に提出された議案の議決後、追加議案として議会に提出されます。議会は決算を審査するために、「決算特別委員会」を設置しています。

決算特別委員会の委員数は、地方議会によって異なりますが、群馬県議会では、決算認定に力を入れていて、議長・副議長と監査委員を除く全議員が委員になっています。

学生A： 決算の審査は、県全体のお金の使い方を審査するわけですよね？ 対象分野が多岐にわたっているし、金額も膨大で大変じゃないですか？

先生： そうなのです。そこで、決算特別委員会では、常任委員会に準じて分科会を設け、分科会ごとに決算についての説明と質疑が行われます。

決算特別委員会では、分科会で行われた質疑内容が報告され、全体として総括質疑を行った後に、決算特別委員会として、決算を認定するかどうか決定するので。

群馬県議会基本条例 第10条第2項（決算特別委員会）

学生A： 委員会の決定だから、県議会としての決定ではないですよね。

先生： そのとおり。県議会の仕組みが分かってきましたね。前に説明した常任委員会と同様、決算特別委員会での審査結果は本会議に報告され、本会議の議決により決算認定が行われます。

学生B： 決算審査って、既に使われたお金の審査ですよね。意味がないのでは？

先生： 確かに、既に支出された経費を取り戻すことはできませんが、不適切なものや非効率なものがあれば、質疑を通じて明らかにすることができ、今後の予算編成に反映させることができます。

予算の使われ方をより一層適切で効率的なものにしていくため、決算審査には重要な役割があるのです。